

蟹江町議会総務民生常任委員会会議録

招集日時	令和5年12月8日（金）午前9時			
招集場所	蟹江町役場 3階 協議会室			
出席委員	委員長	石原 裕介	副委員長	板倉 浩幸
	委員	多田 陽子	委員	山岸 美登利
	委員	飯田 雅広	委員	三浦 知将
	委員	安藤 洋一		
欠席委員	なし			
会議事件 説明のため出席した者	町長	横江 淳一	副町長	加藤 正人
	政策推進室長	小島 昌己	ふるさと振興課長	太田 圭介
	総務部長	鈴木 敬	総務課長	藤下 真人
	民生部長	不破 生美	保険医療課長	後藤 雅幸
	子ども課長	飯田 陽亮		
職務のため出席した者	議長	水野 智見	議事務局長	萩野 み代
	書記	荒木 慎介	主任	大竹 孝平
付託事件	<p>議案第55号 蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び蟹江町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について</p> <p>議案第56号 蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について</p> <p>議案第57号 蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について</p> <p>議案第44号 災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について</p> <p>議案第45号 蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について</p> <p>議案第46号 蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について</p> <p>議案第49号 蟹江町観光交流センター指定管理者の指定について</p>			

○委員長 石原裕介君

皆さん、おはようございます。

総務民生常任委員会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきありがとうございます。

本日は、付託案件の審査終了後に少しだけお時間をいただき、所管事務調査についての打ち合わせを行いたいと思いますので、ご協力お願いいたします。

議員のタブレット及び理事者の皆さんに、議案第45号に関する請求資料が配付されております。

定足数に達していますので、ただいまから総務民生常任委員会を開会します。

本委員会に付託されております案件は7件であります。慎重に審査をお願いしたいと思います。

審査に先立ち、町長よりご挨拶をお願いいたします。

○町長 横江淳一君

改めまして、皆さんおはようございます。

総務民生常任委員会の開会の前に、一言だけご挨拶申し上げたいと思います。

寒いといっても何か一休みするような暖かさが来るようということで、朝の気象予報で言っておりましたけれども、何せもう師走であります。本当に先生も坊主も走るというくらい忙しい師走でありますけれども、議員の皆様方におかれましても、今日は7件、大変重要な案件ばかりでありますので、ぜひとも慎重審議のほどをお願いするとともに、今ちょっと話を板倉委員と、あと石原委員とも話をしておりましたが、アクシデントというのは急に起こるものでありまして、それに対応できるように職員も一生懸命頑張っておりますけれども、全ての説明が皆様方の納得いくような説明ばかりじゃないかも分かりませんが、そこどころご容赦をいただきたいのと、今、臨時交付金の給付等々で、非常にマンパワーが必要であります。ヒューマンエラーがないように日々注意をして今やっておりますが、一日も早く町民の皆さんに、金銭的なものも含めてでありますけれども、対処ができますように一生懸命頑張っておりますので、どうぞよろしくをお願いしたいと思います。

それでは、慎重審議のほどお願い申し上げ、一言ご挨拶とさせていただきます。お願いいたします。

○委員長 石原裕介君

ありがとうございました。

これより議事に入りますが、質疑、答弁につきましては、努めて簡潔明瞭にされるようお願いいたします。

なお、議事整理上、発言は委員長の許可を得てからにさせていただくようお願いいたします。審査に入る前にお諮りいたします。

付託案件の審査順序についてであります。最初に総務部に関する案件、議案第55号から議案第57号及び議案第44号の審査を行い、次に民生部に関する案件、議案第45号及び議案第46号の審査を、そして、最後に政策推進室に関する案件、議案第49号の審査を行いたいと思いますが、これにご異議ありますか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は配付した次第により行いたいと思います。

では、議案第55号「蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び蟹江町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はありますか。

○総務部長 鈴木 敬君

補足説明はございませんので、慎重審議のほう、よろしく願いいたします。

○委員長 石原裕介君

では、補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○委員 板倉浩幸君

改めまして、おはようございます。

それでは、今回の第55号の、議員と特別職について、若干説明をいただきたいと思います。

5日の開会の日、人事院勧告についてお尋ねをいたしました。後から出てくる議案は、職員は人事院勧告に基づいて給与の引き上げ等が行われます。今回、私たち議会議員の報酬と特別職の職員の常勤の給与及び旅費に関するということで、準ずるということを答弁もらっているんですけども、もう少し詳しく説明をいただきたいと思います、まずは。

○総務課長 藤下真人君

それでは、今、板倉委員から、議会議員の皆さん及び特別職の報酬、また給与の改正について、準ずるというところの、もう少し詳しく説明をということで、ご答弁させていただきます。

まず、ご存じのとおり、職員に関しましては、人事院勧告に基づいて、一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正が行われたことによって、私たち蟹江町の職員についても、給与条例の改正を上程させていただいているところでございます。それに伴いまして、議会の皆さん、特別職の常勤の皆さんの報酬、給与については、それぞれ条例の中で、職員の給与に、算出額に準ずるという規定がされております。そういったところで、職員の給与で利率が変わっておれば改正をする。また、国家公務員につきましても、そのような形で特別職等の改正も行われておりますので、一般職とは別に、議会議員の皆さんと常勤の特別職、あわ

せて改正の上程をさせていただくという流れになります。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

職員に対して人事院勧告なんだけれども、職員はね。それに基づいて、準ずるということで、今、国会のほうでもそんなのおかしいというか、特別職、議員も含めた、今の時期にということで問題になっているんだけれども、根拠ということは法で決まっているのか、その辺もう少し、職員に準ずる、何かその辺詳しく、法律等はあるのか、人事院勧告じゃなければ、何らかの、もうちょっと理由があると思うんですけども。

○総務課長 藤下真人君

法律というわけではなく、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の中では、諸手当について、一般職の職員の例によるという規定と、また、利率についてが記載されております。

また、議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例につきましても、期末手当の第6条の規定中に、一般職の職員の例により算出した額とするという規定がされております。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

蟹江町の条例の中にあるんですね、準ずると。それを用いて、今回職員が上がったから、準じて議員と特別職も手当の引き上げが行われるよということなんですけれども、それだと、条例で決まっているから準ずるんだけれども、例えば、今回は、この辺、町民も物価高で苦しんでいる中で、今回は見送ろうかということではできるんですか。

○総務課長 藤下真人君

当局としましては、そういった規定に基づいて提案をさせていただくというところになりますので、見送るという判断は考えておりません。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

考えていないということだけれども、本当、その辺は、やっぱり状況を見ながら何らかの手だてを取ったほうがいいんじゃないかなと思います。

あと、今回、特に期末手当ですね。これ、今回12月、令和5年、今だよ。令和5年12月の支給分も対象になりますよね。そこで、まだ条例改正決まっていないのに、後でも、最後のほうのページにも令和5年12月1日から適用としたとあるんですけども、その辺は問題ないんですか、そう書いておけば。

○総務課長 藤下真人君

規定、12月1日で日付というのが遡りという意味合いの規定については、問題ありません。

逆に、12月1日を基準日としておりますので、12月1日以降の日付にしてしまいますと、12月の手当に反映できなくなりますので、そういった兼ね合いもありまして、法的にも日付を遡るということは問題ありませんし、12月1日という日付は、そういった意味で12月1日という日にちにしております。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

そういうことで、できるよということ、今回、今日支給なんだよね。そうですね、多分今日支給だと思うんですけども、そういうことで、あと、期末手当の内払いってあるよね。この仕組みが、前々からそうなんだけれども、内払いにして適用するよと、特に後からの職員はそうなんだけれども、4月1日に遡ってやるよね。この内払い制度ということは、見越してやるということ。ちょっとその辺が、前から。

○総務課長 藤下真人君

まず、内払いという表現というところもあるんですけども、今回の議決をいただくのが議会の最終日ということにもなりますので、議決をいただいた後に、今回議決いただいた分の差額の支給については、それ以降、年明けた1月に予定をしておるんですけども、内払いという表現は、6月に支給しているもの、また、今日支給日となっておりますので、その分の意味合いを表現しております。ですので、実際議決をいただいたときには利率が変わっておりますので、本来報酬として頂くものの内払いで払っておりますので、その差額を議決後にお支払いするという考え方ということになります。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

内払いにしておいて、議決後、後払い。

○総務課長 藤下真人君

そうですね。

○委員 板倉浩幸君

今言った後払い。そうすると、何、6月の支給のときに、その辺ちょっと再度お願いします。

○総務課長 藤下真人君

今回の議案の中に、実際の条例改正、お手元資料5ページ目の改正要点のところでお示しさせていただいております100分の165を100分の175ということで、12月期の支給割合、こちらが、要するに165が175に増えているというところは、本来、考え方的には、6月期のものは6月で生かして、改正すると本来は令和5年6月の支給は100分の170でないといけないところを165しか支払いしていないというところなので、その分を12月期に175としてお支払いをさせていただきたいという条例改正になります。

第2条関係で、令和6年6月期の支給割合を165から170、要は下げているんですけども、これと、令和6年の12月期も175を170に下げているというのは、1年にならして、令和5年分は、12月分に上がった分をまとめて払います。令和6年については、それを6月と12月に分けて支給をしますという改正になりますので、そういった形になります。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

ということで、100分の165から170になるんだよね。そういうことだね。令和6年の支給が、6月期で170にして、12月期が170で、何か下がるイメージになるんだけど、1年間合わせてやるということだね。今回この12月分の支給は、もう既に、今日って175で出ているんですか。

○総務課長 藤下真人君

まだ議決をいただいておりませんので、今日の支給については、改正前の100分の165で支給をさせていただいております。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

そういう、ちょっと何かややこしいんだけど、トータル、そうすると、今回の議会議員と職員で合わせて、来年は170になるんだけど、どのぐらい予算的に増えるんですか。

○総務課長 藤下真人君

今回の影響額につきましては、議会議員の皆さんと常勤の特別職合わせて、影響額は85万8,000円となります。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

議員14名と特別職についてで、85万8,000円上がるんだよね。その辺が本当にいいのか。職員については、本当、ある意味、国も、賃上げをしないかということ躍起になっているけれども、なかなかそれに追いついていないのが現状で、まず、当初から、公務員が給与を上げて、民間がそれに合わせてついていけるような体制づくりの中で、特別職と議員がどうなのかと、本当、ある意味思います。その辺について、最後に、副町長。

○副町長 加藤正人君

先ほどのお尋ねです。

国会における議論でも、まず、制度の問題と、それを踏まえた上で首相なり閣僚の方がどう判断をされるのかというのは別物だというふうに、やはり整理がされているというふうに思います。

制度は、先ほど申し上げたように、まず地方公務員法で、これは一般職が対象ですけども、ご承知のように、給与はじめ勤務条件については、地方公務員は、国または他の地方公

共同体との均衡に基づいて決めるという大原則、国公準拠、均衡の法則という大原則がございます。これは国も同じで、国の特別職についても、国の一般職の、要は人事院勧告に基づいて制度を組み立てるということになっておりまして、地方も、私どももそういった考え方で、一般職に準じ、また、国と、特別職と同じような扱いで今回も提案をさせていただいているということでございます。

それから、人事院勧告制度というのは、そもそも4月、5月の給与実態の調査をして、そのときの民間と公務員との差を埋めるということでございますので、要は、過去の民間で上がっている分につきまして、公務員が後追的に、その分を今年度分として補てんをしていただくといった制度になっているということでございます。ということで、制度としてそれを崩すということについては、想定をしていないということでございます。

あと、国の特別職の職員をはじめ、その判断については、それは、それぞれいろんな政治的な状況等々は踏まえて判断されているものというふうに思っています。

以上でございます。

○委員長 石原裕介君

他に質疑ありますか。

(発言する者なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

○委員 板倉浩幸君

今回の議案第55号に反対の立場で討論を行います。

先ほど質問でも出たとおり、物価高が止まらない中です。激しい物価高騰に、国民、町民の生活が本当に深刻な打撃を今受けています。皆さんも一緒だと思うんですけども。その中で、議員、また特別職についての手当を引き上げることは、ある意味、先ほど副町長からも答弁あったように、国会議員が報酬を上げるのは国民の理解を得られないようなことも、今あったんですけども、この時期だからこそ、どうなのかなというところがあります。

また、職員の給与を引き上げる人事院勧告について、条例で決まって、準じて上げるということですが、このことも、ある意味どうなのかなと思います。そういうことを含めて考えてみると、ちょっと今回、認めることは、私としてはできません。よって今回の第55号については反対をいたします。

○委員長 石原裕介君

次に原案に賛成者の発言を許します。

○委員 安藤洋一君

安藤です。

私は、この議案第55号に賛成の立場から討論申し上げます。

この議案は、議員及び特別職の職員で常勤の者の期末手当の支給割合を引き上げるために必要な条例の改正であります。よって適正と考えます。賛成です。

○委員長 石原裕介君

他にありますか。

(発言する者なし)

他に討論はないようですので、以上で討論を終結します。

これより挙手によって採決をいたします。

議案第55号「蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び蟹江町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

議案第56号「蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はありますか。

○総務部長 鈴木 敬君

補足説明はございませんので、慎重審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長 石原裕介君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○委員 板倉浩幸君

引き続き、今回パートタイムの会計年度職員ということで、時給が上がって、その分補正予算も通ったんですけれども、今回新たに給与改正も行うよということで、まず、今回の会計年度職員の関係で、どのぐらい影響してきますか。先ほども特別職と議員、お聞きしたんですけれども。

○総務課長 藤下真人君

それでは、板倉委員、今回の影響額についてというご質問いただきましたので、答弁させていただきます。

今回のパートタイム会計年度任用職員の条例改正に伴う影響額につきましては、約2,200万円となります。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

2,200万円影響してくると。たしか400人ぐらいだったよね、前に聞いたとき、400人の会

計年度職員。これ、昨年も、先ほどの特別職と議員等、職員の期末手当の引き上げがありましたよね。そのときに、パートタイムの会計年度職員は何でないのと聞いたんですけれども、今回含まれていますよね。そのときの答弁のときに、募集要項でもう1年間こうですよと決めてあるからできませんということだったんですけども、今回また、いけないと言っているわけじゃなくて、今回は上がってきたのは、まず何ですか。

○総務課長 藤下真人君

今回、板倉委員のおっしゃるとおり、昨年度までについては、期末手当については見送りをさせていただいた。また、今年については、それを初めて上げさせていただきたい条例案を提案させていただきました。そのいきさつに関しましては、国の方針につきましても、やはりパートタイムも地方公務員という職員の位置づけになっておりますので、今年度、国のほうからそういった通知文書も下りてきたというか、通知がありました。それを受けまして、やはり当町としても、今後も引き続き会計年度任用職員を同様の職員として働いていただくという観点からも、期末手当を同様に引き上げるということは必要ではないかということで、上程させていただいたという経緯となります。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

そういうことで、何でないのと、本当におかしかった。国が、ある意味、会計年度職員を進めるということできて、期末手当等の、給与も含めて、職員と違うよというのがそもそもおかしかったんだよねと思いませんか。やっぱり会計年度職員も一職員で準の職員だと思うし、やっぱり一体、全体で職員を考えると、給与の引き上げも、手当の引き上げも含めたことも、ある意味よかったのかなど。国がそういうふうによれと言え、どんなものでもすぐ準じてやっていくんですけども、その辺は評価できると思います。

以上です。

○委員長 石原裕介君

他に質疑はございませんか。

○委員 飯田雅広君

初日の全協だったかと思うんですけども、所得税の103万円の壁と社会保険料の130万円のところは、排除しないような話でしたっけ。ごめんなさい、もう一回確認をお願いします。

○総務課長 藤下真人君

ただいま飯田委員のご質問、答弁させていただきます。

実際には、この期末手当というのは収入に反映されます。先ほど申し上げたとおり、今回初めてパートタイム会計年度任用職員も期末手当を上げるというところで、議決が最終日になっておりますので、その支給日が、1月に支給をさせていただくということで、そういったことは、壁という表現であれば、回避ができるかなと考えております。

以上です。

○委員長 石原裕介君

他に質疑はございませんか。

(発言する者なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

討論はないようですので、討論を終結して原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第56号「蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

議案第57号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はありますか。

○総務部長 鈴木 敬君

補足説明はございません。慎重審議よろしくお願いいたします。

○委員長 石原裕介君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○委員 板倉浩幸君

今回最後の、職員についてです。

まずは、初めに、先ほどからずっと影響額聞いているんですけども、パートタイムより多分全然多いと思いますけれども、どのぐらいの影響額ですか。

○総務課長 藤下真人君

それでは、板倉委員から質問いただきました影響額について答弁させていただきます。

影響額につきましては、約2,800万円です。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

ありがとうございます。

先ほどと合わせて5,000万円ぐらい影響出てくるのかな。それで、ちょっと聞きたいんですけども、実質、給与改正が行われて、大体、さっき、影響額2,800万円なんだけれども、どのぐらい実際に、1人当たり、給料ってアップするんですか。

○総務課長 藤下真人君

それでは、板倉委員のご質問、実際の金額についてどれくらいかというご質問をいただき

ましたので、答弁させていただきます。

今回の人事院勧告に基づきまして、最近の傾向もあるんですけども、若い年代の職員に関しての上げ幅が大きくなっておりまして、私のような年齢になればなるほど改正の額が下がっていくということになります。それに基づいて給料表が改正されておるんですけども、それに基づきまして、今回初任給が大卒で約6%上がっておりまして、一月当たり1万1,000円の引き上げとなっております。大卒で1級の25号給で1万1,000円の引き上げ、短卒につきましては、新卒で1級の15号給の方で1万2,000円の引き上げとなっております。

また、10年目の職員に関しましては、おおよそ5,600円程度の引き上げということで、先ほど説明したとおり、若い世代の人材確保という意味合いもありますので、若い世代の給与が大きく増加している改正となっております。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

初任給で6%ぐらいですよと、勤務年数が長いとそこまでの上げ幅はないよということで、特に、本当ある意味、若い世代、本当にそんなに、決してまだまだよくないと思います、大卒でもね。そういう意味で、今後も多分その傾向は続くと思うので、あと、最後ですけども、今回、蟹江町の職員で出ていまして、会計年度職員のときもそうなんだけれども、水道会計と、多分企業会計で、あれ別なのかもしれないけれども、その辺って上がってきていないと思うんだけど、補正予算にもなかったし、その辺って、下水と水道事業の職員の関係はどうなっているんですか。

○総務課長 藤下真人君

企業会計ということで、上下水道の職員についての給与改定がどうなっているかということでご質問いただきました。

蟹江町職員に変わりはありませんので、改定については同一のものとなっております。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

今、同率、職員ですからね、下水道も。今回の補正予算、最低賃金だよ、多分会計年度職員、水道事業にもいると思うんですけども、上がってこなかったですよ、全然。その辺の関係をちょっと教えていただきたいと思います。

○総務課長 藤下真人君

水道会計につきましては、企業会計で別のものになっておりますので、こちらの一般会計から繰り入れ等というのはないんですが、私たちの事務の中では、蟹江町職員ですので、取り扱いはおしておるんですけども、会計上は上がってこないというような位置づけとなっております。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

多分、前の特会だったら上がってきたんだよね。一般企業と同じで、給与は上がっても、別に補正予算、一般企業は組むわけじゃなくて、それなりの、大ざっぱと言わないけれども、枠組みで予算立てもしているんですよね、企業。それと同じ考えでよろしいんですか。

○総務課長 藤下真人君

そのとおりです。

以上です。

○委員長 石原裕介君

他に質疑はありますか。

○委員 飯田雅広君

さっきの特別職のところにもあったと思うんですけども、期末手当の支給に関しては、取りあえず今日100分の120を払って、議案が通って、後日残りの100分の5を支払うという流れでいいんですよね。

○総務課長 藤下真人君

飯田委員の支給のタイミングについてご質問いただきましたので、お見込みのとおりで、議決後に差額を1月の給料日に合わせて支給をさせていただくよう、議決をいただいた後に速やかに事務手続きに入っていきたいと考えております。

以上です。

○委員 飯田雅広君

じゃ、この差額分は、1月の給料と一緒に払うんですよね。分かりました。また別途これだけ振り込んでいると、振込手数料とかもったいないなと思ったんで、ちょっとタイミングを聞いたんですけども、分かりました。じゃ、大丈夫だと思います。

○委員長 石原裕介君

他にありますか。

○委員 多田陽子君

過去には、どれぐらいの頻度でこのように賃上げのようなことが行われているのかを教えてください。

○総務課長 藤下真人君

多田委員から過去の状況についてご質問いただきました。

今、詳細な資料は持っていないんですけども、この上昇の条例改正については、昨年に引き続きとなっております。過去には、経済状況によっては減額になる、2年前ですね、これは減額になりますので、減額になった場合につきましては、給与のときに差し引かれて行っておりますので、繰り返しになりますが、経済状況によって、増加もあり減少もあるということになります。

以上です。

○委員長 石原裕介君

他にありますか。

(発言する者なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

討論がないようですので、討論を終結して原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第57号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

議案第44号「災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はありますか。

○総務部長 鈴木 敬君

補足説明はございません。慎重審議よろしく申し上げます。

○委員長 石原裕介君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○委員 板倉浩幸君

ちょうど、多分最初の議案説明のときにもお尋ねして、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を新型インフルエンザ等対策派遣手当と改めるんだけれども、何が違うのかということとをちょっと調べておいてねとお願いしたんですけれども、その辺お願いします。

○総務課長 藤下真人君

板倉委員から、今、今回の条例改正について、何が変わったかというところ、ご質問いただきましたので、ご答弁させていただきます。

今回の条例改正なんですが、そもそもが、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律が改正されたということが、まず要因となっております。その中で、この改正の趣旨としましては、新型インフルエンザ感染症への対応を踏まえ、感染症の発生及びまん延の防止に関する施策の総合調整等に関する機能を強化するためということで、条例に関するところにつきましては、感染症の発生及びまん延の初期段階から対応ができるようにというような改正になっておりますので、それを受けまして、今回の条例改正に関連する部分の改正の概要につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正の中

で、新型インフルエンザ等のまん延等における地方公共団体の事務の代行等について、感染症法に根拠がある事務について、政府対策本部が設置されたときから行うことができるよう、要請可能時期及び対象事務を拡大するという改正の概要になりました。これを受けまして、要請可能時期が、今までは新型インフルエンザ等緊急事態宣言発令中だったものが、要請可能時期が緊急事態宣言前であっても、政府対策本部が設置されたときから変わったということで、より派遣できる期間の時期が広がったという改正になります。それに伴いまして、上記改正に伴い、今回の蟹江町の災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正は、手当の名称が変更になったということになりますので、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当が、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当に改正ということになります。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

ありがとうございます。

最初は、説明聞いておいたら何か余計分からなくなったけれども、途中から、今回、コロナも含めて、対策本部がもう流行前にできたときに、もう既に手当を出していくよという、拡大して。今までだと、緊急事態できて、それからしか対応しなかったやつをもう前々から、対策するときにもう手当等を出していくよということの認識でいいんだね。分かりました。

○委員長 石原裕介君

他に質疑ありますか。

(発言する者なし)

質疑がないようですので、以上、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

討論はないようですので、討論を終結して原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第44号「災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

では、入れ替えのため、お待ちください。

では、議案第45号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はありますか。

○民生部長 不破生美君

改めまして、おはようございます。よろしくお願いいたします。

議案第45号でございます。補足資料を事前に皆様に配信させていただいております。慎重審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長 石原裕介君

ありがとうございます。

では、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○委員 板倉浩幸君

今回、請求した補足資料ということで、大体見れば分かるんですけども、もうちょっと説明をお願いしたいと思います。

○保険医療課長 後藤雅幸君

それでは、今回の国民健康保険税条例の一部改正について、もう少し補足的な説明のほうをさせていただきます。

今回、国民健康保険税条例の改正で提案させていただきました内容でございますが、今回の改正の趣旨としましては、国民健康保険に加入をしております、かつ出産を予定しています出産被保険者が出産した際に、出産予定日の前月及び出産予定日を含む月から以後3カ月間、合計4カ月間を単胎児の場合、保険税を均等割額と所得割額を減免させていただくというものが、今回の改正の趣旨となっております。

それにつきまして、今回追加資料で配付させていただきました資料のほうで、その記載となっておりますけれども、単胎児の場合は合計4カ月相当となっておりますが、双子、いわゆる多胎児の場合ですと、その出産予定月の前々月まで含めまして6カ月間、合わせて約半年の期間が減額という形となっております。こちらの減額につきましては、今回条例が改正されます1月以降の施行となっておりますので、原則、届け出としましては、1月以降の届け出をお願いしておりますけれども、ただ、今回の改正の趣旨としましては、対象期間が、単胎児の場合ですと4カ月ということが対象になってきます。その場合、この対象期間としましては、例えば今年11月出産予定をしておる方の場合ですと、対象となりますのが、10、11、12、1月という期間が対象になってきますので、今回条例の施行が1月となりますと、その対象となる1月が対象になってきます。その場合、今回11月に出産を予定しております被保険者につきましては、1月の1カ月間だけが対象となりますので、その期間だけ減額をさせていただくという内容となっております。

説明につきましては以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

単胎児と多胎児とあるけれども、基本4カ月ですよ。多胎児の場合は、含めた、6カ月で、今ちょっと説明があつて、届け出制度みたいですけども、その辺について、何で届け出制度になっちゃっているのかなと思うんですけども、妊娠すると母子手帳を発行して、その辺で確認取れないのかなと思うんですけども、その点についてお願いします。

○保険医療課長 後藤雅幸君

今回、出産の予定者については、原則届け出という方式をお願いしております。こちらは、やはり出産予定ということもございますので、その予定日を確認する手段としましては、妊娠、母子手帳を確認させていただくということが一番かと思えますけれども、やはり届け出というものに、母子手帳というものを確認するすべとしましては、届け出をしていただいて確認をさせていただくところが一番確実な手段ではございますけれども、ただ、例えば、出産した後にまだ届け出がないということもございますので、そういった場合に関しましては、私ども保険医療課のほうで届け出に必要な項目が確認が取れた場合につきましては、職権によって適用させていただくということも可能ではございますので、必要に応じては職権によって適用させていただくということもございますけれども、ただ、やはり母子手帳の確認ということもございますので、原則的には届け出をお願いしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

母子手帳は基本的にすぐ取りに行って、こういう制度がある自体、説明していくのかな。ちょっとその辺、説明しないと、知らなかったで、後からも、出産してからも申請できるんですか。その辺含めてお願いします。

○保険医療課長 後藤雅幸君

まず、届け出ということに関しましては、出産予定日の6カ月前から申請が可能になっております。そちらの、今後皆様への周知ということですのでけれども、ホームページ、広報はもちろんでございますが、保健センターと連携しながら、母子手帳を交付する際には簡単なリーフレットをお渡しさせていただきまして、周知に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

本当、制度があっても、せっかく、使ってもらわないといけないと思うし、その辺、周知をちゃんと徹底していただきたいと思います。

あと、もう一つなんだけれども、今回、所得割の軽減と均等割の軽減ということで、ちょうど金額もついています。今回この軽減なんだけれども、財源ってどうなっていますか。国保会計で、国がこの制度をつくってやれよと言っているんだけれども、国保会計のほうでやるのか、国、また県が、町もあるのか、その辺をお願いします。

○保険医療課長 後藤雅幸君

今回、保険税を減額した財源でございますが、こちら実際に減額した額の2分の1を国のほうが国庫負担として頂く予定をしております。また、そのうち4分の1が、県が負担をし、残りの4分の1でございますが、これは蟹江町の一般会計のほうから負担をするというよう

な形で考えております。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

そうすると、蟹江町の国保会計の中で、かかった金額の4分の1を出さないかんだよね。それが、国がやりなさいよと言って、国が全額、本当はやるのが一番いいのかなと思うんだけど、国保会計もそんなに余裕はあるわけじゃないと今の段階では思うけれども、その辺含めて、4分の1ですよと、負担しなさいよということになっていることについて、せっかく子育て支援の観点から、こういう制度がどんどんこれからも出てくると思っているんだけど、町にも負担しなさいよというのはどうなのかなと思うんですけども、その辺の考え方なんだと思うんだけど。

○民生部長 不破生美君

今ご意見いただきました。

町のほうが一般会計のほうから4分の1頂くという形になっております。ただし、やはりこういう子育てに関する施策というのは、やはり国任せじゃなくて、県もそうですし、町のほうも一緒に応援していくという形があると思いますので、その意味で、やっぱり4分の1でございますけれども、町のほうからも応援させていただきたいということで、繰り入れをさせていただきたいと思っております。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

今、部長のほうから答弁あった、一般会計のほうから予算化して、国保会計に入れてやる。国保会計の中でやっていくわけじゃないんだね。一般会計から補ってもらうんだね。

○民生部長 不破生美君

そのとおりです。国保会計の中で使うと、ほかの方の保険税を入れることになりますけれども、4分の1については一般会計からの繰り出しになりますので、町からの純然たる一般会計からの繰り出しという形になります。

○委員長 石原裕介君

他にありますか。

○委員 多田陽子君

すみません、この申請に関しては、出産して出生届を出す日に一緒にやってもいいのじゃないかなと思ってなんですけれども、例えばこれは6カ月前から申請可能ということですが、6カ月前は中絶がまだできる期間でもありまして、実際に出産したかどうかというところも出てくるとは思うんですけども、その点はどうお考えですか。

○保険医療課長 後藤雅幸君

まず、届け出をしていただく時期ということに関しましては、考え方はそれぞれですので、

またそこについてこちらのほうで決められるものではございませんけれども、ちょっと今のお言葉の中で、中絶とかというお言葉がございましたけれども、今回の出産の減額の対象となりますものは、死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含めまして、妊娠85日以上の方が対象となってきます。そういったことも踏まえまして、それが、出産より前のときに出していただくということも、別に可能ではございますので、ここにつきましては、出産予定者の方にお任せするということではございますけれども、ただ、現実的には、やはり出生届を出していただいた日に一緒に出していただくということが、現実的には多くなってくるのではないかなというふうに想定はしております。

以上でございます。

○委員 多田陽子君

では、実際に出産したかどうか、出生届が出されたということも併せてチェックをしていくというふうなことでいいんですね。

○保険医療課長 後藤雅幸君

まず、今後国民健康保険の被保険者で、どのような方が出産を予定しているかということは、事前に情報として、連携しながら把握していく予定でございます。また、もちろん、そういった方が実際に出産し、その後、届け出が出ているかどうかということも含めて、私ども、可能な限りで管理していこうと思っておりますので、出産後、届け出がないということが、漏れがないように努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員 多田陽子君

ありがとうございます。

あと、自分の経験を少し話させていただきますと、私は、出産前にまず保健センターに行って母子手帳を頂き、その後もいろいろな教室とかで保健センターには行くことがありましたが、出産前も産後も、一度も役場には足を運んだことはなくて、産後、出生届は主人に出してもらいました。なので、そういった点も、赤ちゃんを連れだしたりとか、妊娠中のつわりでなかなか大変な時期とか、どのような形で申請をするのが妊婦にとって楽かということも考えていただきながら、そのあたり取り組んでいただければと思います。よろしく願います。

○委員 板倉浩幸君

今、多田委員のほうから出て、例えば、世帯主が、被保険者ね、大抵旦那さんになると思うんだけど、その人の届け出でも大丈夫ですね。

○保険医療課長 後藤雅幸君

今、具体的な届け出のことについて、いろいろご心配、質問いただいておりますけれども、実際の届け出に関しましては、まず、国民健康保険税というのは、世帯主課税を取っており

ます。ですので、現実的な減額を受けるのは、世帯主の方が減額を受けますので、まず届け出としましては、世帯主の方の届け出及び今回の出産被保険者の方の名前、生年月日、マイナンバーとか、そういった項目を記載させていただくような届け出となっておりますので、もちろん、出産したときに出産被保険者の方に来ていただくというのは困難な状況だと考えておりますので、世帯主の方とか、そういった方が現実的には来ていただくのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長 石原裕介君

他にありますか。

質疑はございませんね。

(発言する者なし)

では、質疑はないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

討論はないようですので、討論を終結して原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第45号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

議案第46号「蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はありますか。

○民生部長 不破生美君

議案第46号、補足説明はございません。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長 石原裕介君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○委員 板倉浩幸君

多分これ、今回も文言の整理がほとんどだと思うんですけども、途中の文言の第35条、最後の5ページ目にある、特別利用保育の基準とあるんですけども、最後のほうにも、特別利用教育を提供している施設に限るというのは、そもそもの、この特別利用保育ってどんな保育ですか。

○子ども課長 飯田陽亮君

先ほどの板倉委員のご質問にお答えさせていただきます。

一般的に保育所、幼稚園、認定こども園を利用するお子様、大きく3つに分類されまして、まず1号認定の子どもが、いわゆる幼稚園に通う、就労を要件としない子ども、それから、2号認定の子どもというのが、3歳以上の就労を要件とする、保育を必要とする子ども、3号がゼロ歳から2歳までの保育を必要とする子どもになるんですけれども、特別利用保育というのが、1号認定の子ども、まず幼稚園に本来通う子どもが保育所から受ける、例えば、その自治体内に幼稚園がなくて、保育園のところで幼稚園を利用する子どもが利用すると、そういったものが、その名のとおり特別利用保育と呼ばれています。逆にこの特別利用教育というものが、逆に2号の認定の子ども、本来保育を必要とする子どもが幼稚園を利用するというような場合のことを指しております。よろしくお願ひします。

○委員 板倉浩幸君

1号、2号、3号とあって、要は、幼稚園に通うことができない子が保育所に通う場合だったっけ。ちょっともう一回、ちょっと整理させて。

○子ども課長 飯田陽亮君

少しややこしくて申し訳ないんですけれども、1号というのが、もともと3歳以上の幼稚園部分の子どもなんですけれども、その子が保育所に通って保育を受けるというような場合ですね。幼稚園があれば幼稚園に通うんですけれども、幼稚園がない等の理由で、保育所で幼稚園部分の教育を受けるというような形になります。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

3歳以上で、教育を保育所で行うということだね、単純に言うと。そういうことだね。分かりました、ありがとうございます。

○委員長 石原裕介君

他に質疑はございませんか。

(発言する者なし)

質疑はないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

討論はないようですので、討論を終結して原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第46号「蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

では、入れ替わりのため、お待ちください。

では、議案第49号「蟹江町観光交流センター指定管理者の指定について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はありますか。

○政策推進室長 小島昌己君

補足説明についてはございません。審議のほう、よろしくお願ひいたします。

○委員長 石原裕介君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

○委員 板倉浩幸君

大まかなことは全協のほうでだいぶ説明があつて、だいぶ分かりやすかつたんですけども、今回、観光交流センター祭人（さいと）の指定管理を引き続き行っていくんですけども、あのときに、選挙のときでも、来場者数を増やしていく努力もするし、あと、物販もそうですけれども、どっちを、どっちって両方ともなんだけれども、まずは何をやっていくのか、その辺がちょっと、いろんなことをやっていくというのは分かるんだけども、何を将来、この3年間で、人を増やしていくのか、それを主にしてやっていくのか、物品販売を本当増やして、マルシェとかいろんなことをやっているんだけども、どっちということでもなく両方やっていくという感じで、難しい。

○ふるさと振興課長 太田圭介君

令和6年4月から第3期ということで、その先3年間かけて指定管理をお願いをするというところでございます。

何に力を入れてやっていくかということなんですが、もちろん引き続き施設内で物販、例えばカフェのメニュー開発というところは引き続き行っていくと。併せて、例えばソフト事業の中では、祭人（さいと）の指定管理者と話し合っている中で、この先、令和4年度、昨年度、地域限定旅行業の取得者の資格を取得をされました。

これは、旅行者に対して、地域の観光資源を活用した旅行商品を、体験プログラムを着地型の旅行といいますけれども、まさに地域限定旅行業とは、この着地型の旅行を旅行者に提供する旅行業の一種でございますが、この着地型の旅行は、自ら営業する、例えば蟹江町はもとより隣接する市町村、名古屋市だとか、そういったところの市町村をターゲットに引っ張ってくるというような商品を提供するのが可能となるということで、例えば、今、祭人（さいと）ですと、自主事業として、船めぐり事業をやっております。そういった船めぐりですとか、あとは、それを生かした、温泉ガストロノミーリズムという名古屋産業大学の傍島先生という方が提唱された、そういった事業がございます。こちらについては、温泉と食とアルコールというところの、そういった観光資源を使って蟹江町らしさを売り込んでいくというような、そういった旅行プランというところの創出をこの3期目には力を入れてやっていきたいということを祭人（さいと）の指定管理者からご提案をいただいていると

いうところでございます。それによって、祭人（さいと）の来館者数、あとは蟹江町への来訪者数というところを増加させていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

来館者数を増やしていくと、一番それが本当、蟹江町のアピールが、やはり、ですので、あと、いろんな船めぐりとか、蟹江が、あれ結構人気あるんだよね。抽せんになっているのか、そこまで、どうなのかな。結構よかったって結構聞いていますけれども。あと、温泉を含めてね。そういうことで、今後引き続き、当面3年間やっていくとして、指定管理料について、年度協定により定める。今回2,100万円ですけれども、これって、ちょっと事前に調べてくればよかったんだけど、今までって、金額って分かりますか。

○ふるさと振興課長 太田圭介君

今年度予算につきましては、同様の2,100万円でございます。令和4年度の途中から、電気料の高騰等々ございまして、50万円の増額をさせていただきましたので、当時は2,050万円から、2,100万円に引き上げをさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

ちょっと何点か聞くけれども、その辺の物価高の関係で、多分この辺も、庁舎内のその辺で指定管理料を50万円上げたということで、それがどうなっているかなとちょっと思っていて、今現在2,100万円、引き続き、当面、来年度も2,100万円、当面、3年間は2,100万円で行く予定ですか。

○ふるさと振興課長 太田圭介君

現時点においては、この先3年間は2,100万円で行きたいと考えております。

以上でございます。

○町長 横江淳一君

すみません、ちょっと私のほうからも、補足説明ではなくて、観光交流センターの在り方について、今さらとおっしゃいますかも分かりませんが、ちょっと説明をさせていただきたいなというふうに思います。

私の公約でありますいわゆる10Kの中の、10K、ぐるぐる回っているわけではありますが、一番、最重要課題ということで、観光、いわゆる光を見に来るということで、蟹江町に誘客を増やそう。ちょうどインバウンドが盛んな頃でありました2018年に完成をいたしまして、まち・ひと・しごとの地方創生の交付金を使って、あの建物を建てさせていただきました。

あの当時も議会の皆様方にいろんなご意見をいただいたんですが、やっぱり指定管理ということで、役場の職員が公的な施設として運営するには、あまりにもやっぱり伸び代がないんじゃないかという考え方の中で、官民一体となって、プロポーザルで業者を決めさせてい

いただきました。その当時、船井アソシエイツの皆さんは、長良川ミュージアムというところの管理をやっておみえになりまして、私も幾度となく、鶴飼いの関係もありましたものですから、お邪魔をさせていただきました。

蟹江町をやはり内外にアピールするということは、今さらと言われますが、やはり知名度がなかったということを私自身も思いましたし、やっぱりしっかりと地に足をつけてアピールをしたいなど。蟹江町には観光資源、いっぱいあります。ポテンシャルのある町です。これをいくら町長が声を枯らせてしゃべっても、認知度が低いというのは、これは事実でありました。そんな中で、2018年度に観光交流センター祭人（さいと）を立ち上げ、地域の皆さん、商工会、そして観光協会も入れまして、当然、あそこの地域の一番の光が須成祭、この須成祭の拠点として、これも地域の皆さんのみならず、愛知県、そして全国からも来ていただけるような、そんな観光スポットになればということで、やらせていただいております。

確かにこのランニングコスト2,000万円については、いろんなご議論もございましょうが、これ以上にKPIも達成しておみえになりますし、この3年間で飛躍的に、また観光交流スポットとして多分内外に情報を発信できるというふうに思っております。議員各位におかれましても、ぜひともその点をお酌みいただきまして、観光立町蟹江とは言いませんが、この地域の光を内外に放っていただければありがたいというふうに考えております。KPIにつきましては、毎月、町長室で、関係のセクションと必ず話し合いをさせていただき、今月はこうですよ。来月はこうですよということで、12回、これからもしっかりとやってまいりたいと思いますので、ご協力のほどをよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上であります。

○委員長 石原裕介君

他に質疑はございませんか。

(発言する者なし)

質疑はないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

討論はないようですので、討論を終結して原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第49号「蟹江町観光交流センター指定管理者の指定について」は原案のとおり決定いたしました。

以上で、本委員会へ付託されました案件は全て終了しました。

なお、委員長報告の作成については、私にご一任願ひます。

これで総務民生常任委員会の審査を終わります。

ありがとうございました。

(午前10時15分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会総務民生常任委員長 石原裕介